

那覇市加齢性難聴者補聴器購入費助成

65歳以上の那覇市民で、聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる方に、補聴器の購入費の一部または全部を助成します。

助成の対象となる方（以下すべての要件を満たす方）

- ①本市に住所を有し、及び現に居住していること。
- ②申込みをする日において年齢が65歳以上であること。
- ③申込みをする日の属する年度(同年度の受付開始日から6月30日までの間に申込みをする場合にあっては、その前年度)において住民税非課税世帯に属する者であること。
- ④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく補装具支給制度による補聴器の交付が受けられない者であること。
- ⑤四分法による聴力が次のア又はイのいずれかに該当し、耳鼻咽喉科の医師により補聴器の使用が必要と判断された者であること。
ア 両耳が50デシベル以上
イ 片方の耳が40デシベル以上、かつ、もう片方の耳が80デシベル以上
- ⑥申込み後に補聴器を購入する予定があること。
- ⑦本事業の助成を受けたことがないこと。

助成額

補聴器本体の購入費として、**一人2万5千円を上限**とします。但し、補聴器の取得価格が限度額より低い場合はその取得価格を助成額とします。

助成対象外

- ※補聴器の付属品は助成の対象となりません。
- ※購入後の修理又は保守に関する費用は対象となりません。
- ※耳鼻咽喉科の医師の意見書徴取に係る費用など、本事業の申込み時に生じる費用は助成の対象となりません。
- ※助成は、一人1回限りです。助成決定前に購入した補聴器は対象となりません。

手続きの流れ

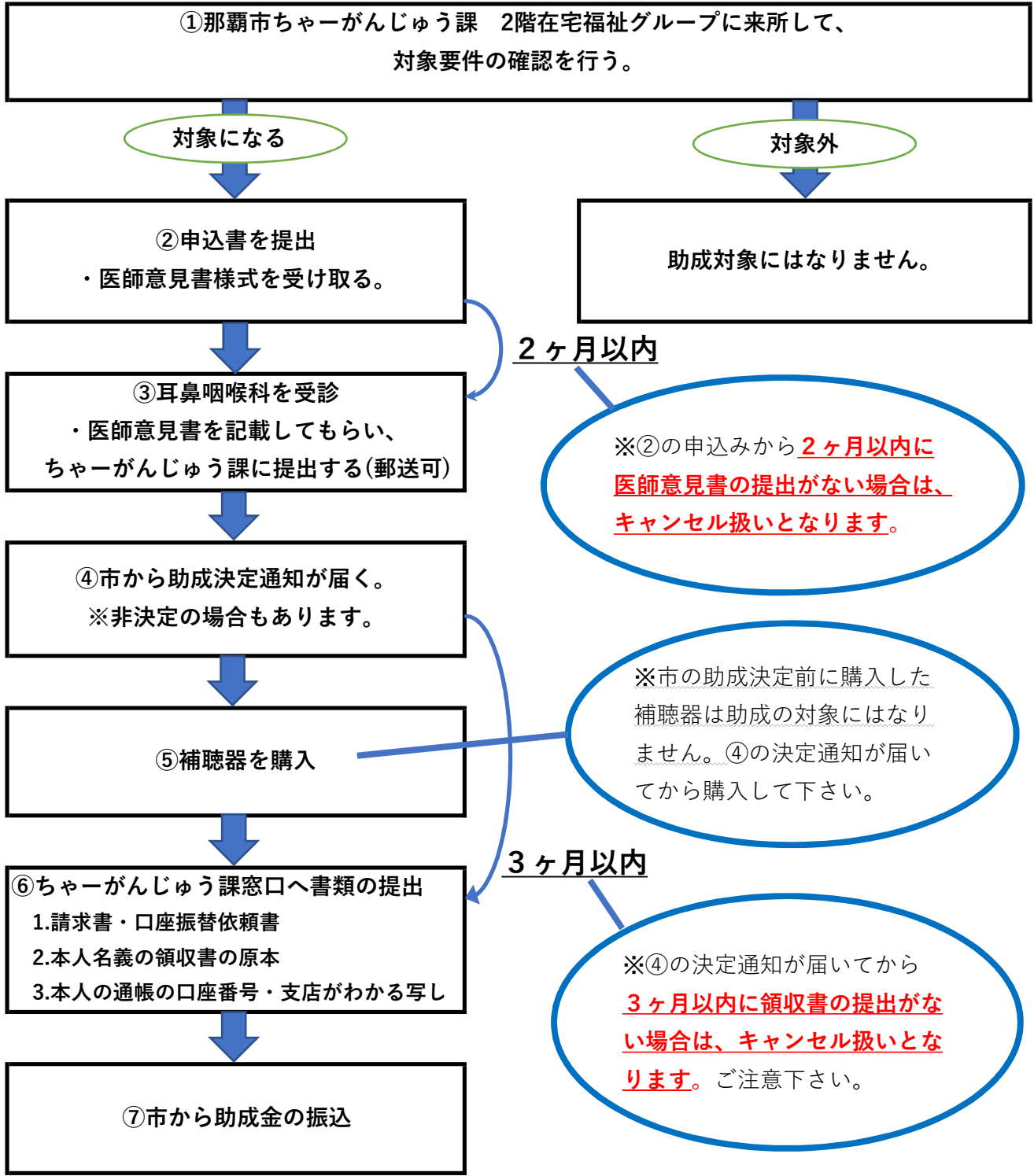
- ①那覇市チャージがんじゅう課 在宅福祉グループの窓口で、対象要件の確認を行い、申込書を提出し、医師意見書の様式を受け取ります。
- ②耳鼻咽喉科で受診し、医師意見書を書いてもらいます。
- ③医師意見書を市に提出します。**※①から2ヶ月以内**
- ④市から助成決定通知が送付されます。**※③からおよそ1週間以内**
- ⑤助成決定者は補聴器を購入します。
- ⑥市に「助成金請求・口座振替依頼書」、本人名義の領収書（原本）、本人の通帳の口座番号や支店名のわかる写しを提出します。**※④から3ヶ月以内**
- ⑦市から助成金が振込まれます。**※⑥からおよそ1か月以内**

留意事項

- ①助成の対象となるか等条件がありますので購入前に必ずご相談ください。
- ②申込書の受け付けは、上限の**70名**に達するまで行います。但し、予算の範囲内での助成件数があるため先着順とします。現在の受付状況は、チャージがんじゅう課へご確認ください。
- ③医師意見書の提出は申込書提出日から2ヶ月以内、助成金の請求は助成決定日から3か月以内に行ってください。期限を過ぎるとキャンセル扱いとなります。
- ④申込後に辞退される場合は、必ずご連絡ください。

手続きの流れ

購入前には必ず相談ください。



<問い合わせ・来所窓口>
那覇市ちゃーがんじゅう課 在宅福祉グループ ☎098-862-9010
土・日曜日・祝日以外の午前8時半～午後5時15分（12時～13時は除く）

裏面もご覧ください